

障害者プラン2021の各項目のうち、障害者差別解消に関するもの

資料3

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和8年度目標・指標案	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
1. 共生社会づくり									
(1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数	44	42	51	61	差別解消に関する講座の実施回数	R5年度はコロナの影響が少なくなり、前年度に比べて出前講座実施回数を増やすことができた。 また、R5.3月に作成した、共生条例の理念に共感する事業者が店舗等に貼付する共生サポーターステッカーの配布を行うなど、民間事業者に対する啓発に取り組んだ。 圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。	改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されたことを踏まえつつ、出前講座や共生社会サポーターステッカーなどを利用しながら県民に対する啓発を強化するとともに、発達障害の疑似体験等により子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。また、アドボケーターの資質向上のための研修会を実施する。
	(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施	50回／年					50回／年		
	(ウ)差別解消のためのネットワーク構築	相談体制の充実	—	—	—	—	相談体制の充実		

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指 標	目 標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和8年度目標・指標案	主な実績・成果・評価	課題と対応
共生のまちづくり								
差別解消に関する講座の実施	<R5年度目標> 50回／年	44	42	51	61	<R8年度目標> 50回／年	令和5年度はコロナの影響が少なくなり、前年度に比べて出前講座実施回数を増やすことができた。	令和6年4月1日に施行された差別解消法の改正も踏まえ、幅広い層への周知が必要であることから、企業等に研修に取り入れていただくよう働きかけを強化するとともにwebを利用した啓発を実施していく。 県、当事者に一番身近な市町担当職員とアドボケーターとの連携を密にするため、引き続き情報交換会を実施していく。
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施	<R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度)	7市で設置済み				現目標を継続	圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。 差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけも引き続き行った。	
地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施	<R8年度目標> 毎年度1回	年1回	年1回	年0回	年0回	現目標を継続		